

1 日目 3 コマ 地理空間情報の活用の推進に係る総合的 課題に関する検討

【説明者】 国土政策局国土情報課長の青戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元のA4横紙の資料をめくっていただきまして、2ページ目でございます。地理空間情報とは何か、既にご案内のところでございますが、一言で言いますと、人や物に関する、いつどこで何があるかという情報を地図上に落としたものでございます。

ページをめくっていただきまして、3ページ目でございます。G空間情報センターについてご説明いたします。センターは本年3月に閣議決定されました第3期基本計画において、各主体が整備する地理空間情報を集約し、より一層利用価値の高い情報を加工・変換して、誰もがいつでも容易に、かつ円滑に検索・入手できる、地理空間情報の流通・利活用の中核としての機能を有するとされているところでございます。

センターは現在はバーチャルな組織でございまして、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会によって運営されておりますが、この図にありますとおり、防災、交通、不動産・まちづくりなど、多種多様な分野の地理空間情報を登録する作業を現在進めているところでございます。

この地理空間情報は、現在は各主体によって整備されておまして、いわば各所に散在しておまして、たんす預金のように眠っている場合も多うございます。これをセンターに集約して重ね合わせることで、付加価値を創出して新たな産業・サービスの創出を目指しているものでございます。

お手元の資料をめくっていただきまして、4ページ目でございます。4ページ目は、現在センターに登録している主なデータの一覧でございます。昨年11月にセンターが稼働を開始して以来でございますが、本年5月末の時点で、576のデータセットが登録されております。主に現在は国が保有するオープンデータが中心となっておりますが、今年度からは地方自治体が保有するオープンデータの登録を一層進めていく予定でございます。また、民間が保有するデータについても、順次登録を進めてまいります。

次のページ、5ページ目でございます。センターの現在の主なサービス内容と、今後どのような活動を行っていくかについて整理したものでございます。

まず、左側でございますけれども、左側に書きましたのが、現在のセンターのサービス

内容でございます。1番目としては、センターは収集、登録した各種データをさまざまなユーザーに提供しております。また、2番目としては、より幅広いユーザーにセンターを利用してもらうために、活用事例をショーケースとして提示しております。3番目としては、災害時に迅速に被害状況の把握等に資するデータを提供できるような環境を整備。最後、4番目としては、利活用の普及を図るために、G空間EXPOなどへの出展を考えております。

右側が今後の拡大領域でございます。センターが生み出す付加価値を高めていくための、自治体や企業などを対象としたコンサルティングであるとか、動的データの新たなデータ開発や、これを対象とした解析技術・利活用方法の活用などの分野がございます。

6ページ目以降、このセンターの機能である点についての補足でございますが、6ページ目でございます。めくっていただきますと、これがG空間情報センターのホームページでございます。これでそれぞれの目的に応じて検索して、データが入手できるものでございます。

7ページ目、めくっていただきますと、これがショーケースの利用促進の例でございます。具体的な例は、島根県松江市の水郷祭というイベントにおける人の動きを可視化したものでございます。これによって、イベントの前後における人の流れがわかって、観光客の誘導だとか宿泊施設の適正化につながるということが可能かと思えます。

最後に8ページ目でございますが、災害時のデータ提供でございます。これはデータ提供者とデータ利用者の中でG空間情報センターが介在して事前の協定を結ぶことによって、いざとなったときに災害復旧などに資するようなデータを提供できるようにということをやっております。

以上でございます。

【榊会計課長】 この事業に関しまして考えられる論点を3点提示させていただきます。

1点目は、G空間情報センターによる地理空間情報の収集、登録をどのように進めていくべきか。

2点目は、地理空間情報の流通、利活用を促進するため、G空間情報センターの認知度をどのように高めていくべきか。

3点目は、セキュリティー対策や個人情報保護など、地理空間情報の流通、利活用に向けた環境整備をどのように進めていくべきか。

以上の3点を基本にご議論をいただければと思います。

ここからは取りまとめ役の長谷川先生を中心に議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【長谷川委員】 それでは、ご質問のある先生方、いかがでしょうか。大屋先生。

【大屋委員】 事前に伺った内容を含めて再確認ということでお伺いしていくことがありますが、レビューシート、2ページの最初のところですね。アウトプット指標ですが、収集するデータセット数が設定されていて、28年度当初見込み300であるところ、29年度は1,500ということで、数値的にはかなり拡大をしております。これについてですが、28年度は11月設置ということで、活動期間が限られていたから、29年度からはフルに活動するというので、このぐらいはいけるんだという見通しだと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

【説明者】 お答えいたします。ご指摘のデータセット数でございますが、確かに平成28年度の11月立ち上げでございましたので、時間がございました。初年度におきましては、それもありまして、登録するデータセットの目標は若干低めに設定しておりましたが、本格稼働に向けておりますので、今年度の目標としては1,500でございますけれども、昨年度より十分な時間が見込まれますし、準備も進んでおりますので、目標の達成は可能ではないかと考えております。

【大屋委員】 極めて適切なお答えだと思うのですが、その場合、そういう形でセンター自体の活動が着実に進展していくのがよろしいとして、例えば、それがどのぐらい社会的インパクトを持つものかというところが問題になるかと思えます。先ほどこの種の情報が散在していて、たんす預金状態にあるとおっしゃいましたが、現在において、存在自体がわからないデータというのも世の中あるんだと思えますので、粗々でいいのですが、例えば、どのぐらいこういうセンターに収集したい情報のデータセット数があって、それに対してセンターの活動がどのぐらいのパーセンテージであるとか、割合になっていくというふうなことをお考えなのか、この点についてお聞かせください。

【説明者】 ご指摘の地理空間情報全体の分量でございますが、これは確かなかなか難しい問題がございます。特に民間の動的データが最近どんどん増え続けておりますので、なかなか分母の置き方は難しゅうございます。ただ、全体の分量、これはセンターの運用母体のAIGIDのほうの試算によりますと、静的なオープンデータに限って言いますと、今のところ国で1,000程度のデータセット数、それから、地方公共団体だと、約6万8,000程度はあるということでございます。これについて順次進めていきたいと考

えているところでございます。

【大屋委員】 ありがとうございます。

先ほど今年からフル稼働だから1,500セットいけるんじゃないか、データセットいけるんじゃないかというふうにおっしゃっていたわけですが、現状で、地方公共団体と国、もちろんこれはデータセットの分量が大分違うだろうということはあるんですが、数で単純に考えると、7万近くあると。かつ多分それなりに増えていくだろうということ考えた場合に、この事業でデータセット収集を、データセットを結合させていく機会を与えることがどのぐらいの意義を持つものか。

つまり、国の事業としてやるためには、その事業をやることで、例えば社会的影響があるとか、民間諸団体の行動が変わってくるというようなアウトカムがあることが必要だと思うわけですが、例えば、地道にアウトプットは出ているんだけど、誰からも認知されなくて、あるいはカバー範囲があまりにも狭いので誰も使わなくて世の中の動きが変わらないということになると、だったら最初からやらないほうがよかったんじゃないかと。少なくとも、やらなければ予算は使わなかったということになってしまうような気がするわけですね。

この点について、現状の規模で行われることの意義、もしくは、例えばですけれども、それはやっぱりそうなのであって、社会的にインパクトを及ぼすようなことをやろうと思ったら、もっと大規模にやるからもっと金よこせみたいなことでもご回答としてはあり得ようかと思うんですが、その点も含めてご意見を伺えればと思います。

【説明者】 まず、ご指摘の点でございます。確かに民間の動的データ、大幅に増加が見込まれておりますが、国として先鞭をつける事業でございますので、やはりショーケースとしての効果というか、まず優先順位をつけて、こういった分野では公益性が高いとか、そういったまさに国の事業で取り組むのにふさわしい内容を優先していきたいと思えます。例えば、防災であるとかまちづくりなどの公共性とか公益性の高い分野、それから幅広く利活用が、まさにインパクトというご指摘がありましたけれども、幅広いG空間情報の利活用が見込まれる分野としては、例えば観光であるとか人流の把握をどう生かすとか、そういった分野を中心にまずは取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、一方、地理空間情報、これだけに限りません。アウトカム目標のほうでも分野の数について提示させていただきましたが、このほかにも我々、外部の方々にもいろいろお聞きしても、例えば国土の強靱化であるとか、インフラの整備、それから介護医療分野、ま

た、農林水産分野などさまざまな分野における利活用が見込まれております。そういう意味では、G空間情報センターの存在意義というのは、やはりいろいろな分野のいろいろなデータのハブであると考えておまして、ハブ機能としてはしっかり機能させて、まず先鞭をつけていかなきゃいけないと思っております。

他方、ご指摘の、どこまでカバーできるかにつきましては、ほかの分野における情報システムとか、情報データバンクがございますし、また、いろいろと関係府省とも連携の上、必要な予算は確保してまいりたいと考えているところでございます。

【長谷川委員】 山田先生。

【山田委員】 「データを集約し」という表現は、もしかしたらミスリーディングじゃないかと思うんですけど、聞いている人が、ということは500なり1,500のデータが一つのサーバーの中に入るといふに僕は誤解してしまうんじゃないかと思うんですけど、そうじゃなくて、相互リンクが張れるような状態になるということであって、このセンターにはデータが1,500セット、全体で何テラバイトあるわけではないと思うんですけど、確認させてください。

【説明者】 山田委員ご指摘のとおりでございまして、これは一つの大きなサーバーに巨大なデータバンクを何かつくろうということではなくて、むしろまさしく先ほど申し上げましたように、ハブ機能を重視して、ただ、いろいろなものがあるということは世の中の皆様にわかりやすいように一覧性を持たなきゃいけないと思っているんですね。ただ、それと、山田委員ご指摘のとおり、データの所在はまた別でございまして、そういう意味では、先ほど申し上げたように、ほかのデータベースとか、いろいろな関係機関との連携が重要だと思っております。おっしゃるとおりでございます。

【山田委員】 僕の理解もそのとおりなんですけど、もしそうだとすると、一番大事なことは何かというと、例えば、国土交通省が持っている、ある防災に関するデータと、農林水産省が持っている別の、例えば野生生物の分布に関するデータとか、両方参照できるということは、地理的な位置を表現するときの規格が統一されていないとできないわけですよ。片っぽが、この前も見学のときに教えていただいたんですけども、地方公共団体が道路を開通するとき、ある地点からある地点まで道路を引きましたなんていうときに、住所で表現をしている地方公共団体もあれば、地番で表現をしているところもあれば、まちまちだという話もありましたけど、そういうことを統一する規格化という仕事を主になさればよろしいんじゃないかと思うんですけど、活動の中に入っていないんですけど、

当然おやりになるんでしょうか。

【説明者】 実は地理空間情報自体が、データ自体がいろいろなものがございまして、まさにそれがゆえにどこまでの規格化をするか、標準化をするかというのが一つの課題でございます。今のところで、これが決め手となる規格というところまではアイデアはないんですけれども、ただ、一定のGISを使って地図の上に重ね合わせるという意味では、そうでございますし、また、特にこれは地理空間情報は世界測地系に基づくということでは、まだそろっていないデータも世の中ございますけれども、基本的に最終的な、よって立つところは世界測地系でしっかりピンどめするところかと思っておりますので、そういった流れになるように検討を続けてまいりたいと思います。

【山田委員】 そうすると、地方公共団体にも、地理空間にかかわるデータを公表するときには、世界測地系を使うということを徹底させなければいけませんよね。ということをするのがセンターの仕事であって、データをいっぱい集めてくるよりも、もっと前にやるべきことがあると思うんですけれども、いかがですか。

【説明者】 おっしゃるとおりで、逆にセンター自身がショーケースをつくっていく上で、まずデータをそろえる、同じ測地系の上に乗る、あるいは同じ縮尺の地図に載るということをやっぱりやって見せて、そうすると、同じ形にして重ね合わせることの価値があるよねということのショーケースをやりつつ、そうすると、各データについて、どういう形出すのがよいのかとか、あるいはどういった縮尺をもとにしてつくったほうがいいのかという話を見せつつ、それを誘導していきたいと考えております。

【山田委員】 くどくなっちゃうんで、あと1つだけ質問しますけど、今までの話というのが、地理空間情報活用推進基本法に基づいての議論だと思うんですけれども、最近、官民データ活用推進基本法も制定されました。同じように、オープンデータとして、政府の持っているデータを出しなさいという話があるときに、基本的施策の中に、標準化、フォーマットの統一というのが入っているわけですから、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

それから、地理空間情報活用基本法に書いていなくて、官民データ活用推進基本法に書いてある1つとても重要なことがあるんですけれども、国の安全が害されないようにすることという規定があります。地理空間情報の中には、それこそそれを入手すれば、テロリストが狙いをつけて攻撃をして、国家の機能を停止させるようなものも入っているわけですから、僕自身は地理空間情報はどんどんオープンにすべきだという立場ですけれども、

それと同時に、国家保安にかかわるような情報はきちんとマスクするというふうなことも、G空間情報センターとして考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【説明者】 ご指摘の国家安全保障の観点、非常に重要かと思えます。地理空間情報自体、我が国の社会課題の解決に、それは新産業・新サービスの創出を図る上で非常に重要な鍵だとは思いますが、他方、国家安全保障の関係でも一定の配慮は必要かと思っております。

このため、実は3月24日に閣議決定されました第3次の我々の地理空間情報の基本計画では、国の安全などに配慮した地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準・ルールなどの整備を進めるということを書き込んでおります。実際、現在の進捗状況でございますが、これは内閣官房の国家安全保障局を中心に関係省庁が連携して、国の安全の観点から、こういった情報の適切な取り扱いのためにどういったルールが必要かということの検討を行っているところでございます。国土交通省としても、この検討に参画して協力してまいり所存でございます。

【長谷川委員】 上山先生。

【上山委員】 この間も見学させていただきまして、ありがとうございました。

多分、データをそれなりに集めた、いろいろと活用法があるんだと思うんですけど、これ、パワーポイントの5ページとかを見ていると、コンサルティングとか書いていますよね。ここら辺っておそらく金を取ってやれるような仕事になってくるのかなと思うんですけど、そうすると、一定のところから先はビジネス、民間サイドに任せてもいいのかなと思うんですけど、どのあたりまでを国の役割として線引きをされるつもりでいらっしゃるのか、どこまで領域拡大を考えていらっしゃるのか、その辺はどんな感じなんでしょう。

【説明者】 地理空間情報の例えばコンサルティング、ご指摘のとおりなんでございませうけれども、まだ実は先鞭のついていない地方自治体がたくさんございまして、やっぱりオープン化自体がまだ進んでいないと。ほんとうだったらこういう体制を組んで、こういう使い方をしたら、こういう行政需要にできるのにと話がありながら、まだ使えていないところが多数ございます。少なくとも自治体向けなどのそういう、オールマイティーなコンサルティングというよりは、まず私ども自治体情報も今年、来年集めて、その変換、加工というのをやっていこうと考えておりますので、それに附帯した形での、自治体に対してショーケースを横展開していくような助言などができればなと思っております。

【上山委員】 自治体、そういうのも将来的には多分民間でできるようになってくるんじゃないかなと思うんですけど、ここに集積されたデータを用いて、コンサルティング会社なんかができるようになってくるんじゃないかなと思うんで、そういった意味でいくと、データを集積してある程度認知度を高めて、そのデータを集めて何ができるかというのが一定程度認知されるようになったら、どこかでエグジットというのも考えなきゃいけないと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。国のやるべき外縁というのが一定程度あって、そこから先は民間に任せてしまえばいいと。どこまでやって、あるいはどこからは民間に任せて、そのタイムラインというののはどのあたりで引いてというような。

【説明者】 第3次の基本計画で、G空間情報センターについては、自立的かつ安定的な運用の実現を目指すということをうたっております、まだ始まったばかりでございます。その辺、どこまでという線引きがなかなか難しい部分がございますが、少なくとも第3次の基本計画の期間中にそういった方向性についても出していかなきゃいけないと思っております。

【上山委員】 まだ今のところは具体的にはお考えでないということなんですかね。

【説明者】 実はこのコンサルティングなどの新しい業務自体、まだ今やっていない分野でございます、今やっているのは、データの提供と、それからショーケースの構築と、それから災害時のデータが融通できるようにという協定の話がございまして……。

【上山委員】 コンサルは多分一例だと思うんですけど、要は、どこまでのところを国の役割として捉えて、どの辺のところでは完成して終了するつもりでいらっしゃるのかと。ブレインストーミングしたら幾らでも使い道というのはあると思うんですけど、それが全部が全部、国がやらなきゃいけないという話ではおそろくないはずだと思うので、少なくとも現状は国としてはどこまでこれを育て上げるというような感じでいらっしゃるのか、そこら辺のところのめどとか計画とか、そういったものがないのかなという話なんですけど。

【説明者】 ご指摘の点、そういう意味では、お手元のレビューシートにも書きましたように、KPIが2つございますけれども、これが一つのメルクマールにはなる……、まず、31年度までの10分野での利活用、新しいデータを生み出して10分野で利活用されると。それから、実際にこのセンターにデータを提供したりする団体の数が50を超えるとといったことが32年度でお約束しているところでございますので、まずはここまでの

ところでセンターの事業というのが、こういった形の成果が上がったかということを検証するということになるかと思えます。それがK P Iでお約束している意味かと思っております。

【菊池委員】 私も今のに関連してなんですけど、そもそもコンサルティングや新たな解析技術・利活用方法とか、新たなデータの開発という、今後の拡大領域というところが、私が最初にこれを読んだときに、国としてやるべき事業なのかというのが大変疑問に思ったところです。今、K P Iをもう設定しているということだったんですけども、私としては、国民が利用できるそういった情報インフラを整備しているという意味では大変重要な事業で、もちろん継続すべき、そういったものが今までなかったわけですから、大変重要だとは思いますが、ただ、やはり国がやるべき事業と、民間にどんどん任せる——そもそも社会のニーズの把握というのが、ほんとうにもものすごい勢いで、日進月歩でニーズがどんどん変わっていってしまう中で、国として情報のインフラを整備するというだけでも、ほんとうに大変なことなんじゃないかというふうに思っていて、あまりアグレッシブな機能を国として担ってしまうというのは、いま一度ご検討いただきたいと思っています。

むしろ情報を集約して、そして、それを国民が使い勝手のいいような形に収集し選別するとか、また論点にもありますけど、認知度がまだ低いわけですから、どういうふうにそれを知らしめてアピールしていくのか。何でもかんでもやりますということだと、やはりアピールの仕方もまた難しいと思いますので、やはり今はこれをやっていて、それは大変使い勝手のよいものであるということをアピールしていくほうが、国の施策としてはよろしいのではないかと。

そして、第1の論点で、じゃ、どうやって収集、登録を進めていくかというのについては、どんな分野のどんな情報を集めていくのかというのを、ぜひ優先度合いを考えてマイルストーンをつくって収集作業をしていただきたいと思いますと考えています。今は防災関係の情報が多いというふうに伺っていますけれども、あとは何をほんとうに収集していくのか。何年間でやっていくのか、何カ月でやっていくのか。そういったところをちゃんと期限を決めてやっていかないと、なかなか手広くやろうと思っても、それはほんとうに難しいのではないかということが、実感としてあります。

あともう一つすみません、情報の悪用への対応策とか、あと、国が開示する情報について、全てが全てスクリーニングなく出してしまっているものかという点は、私は、さらに

疑義を持っているというか、慎重派でして、その点の今後の施策というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思っています。先ほどのテロや安全管理というところからの懸念もあるとは思いますが、

【説明者】 お答えいたします。まず、認知度向上も含めた今後のデータの収集等の具体的な取り組み、そしてタイムラインでございますけれども、先生ご指摘のとおり、認知度向上に向けても、漫然と取り組むわけにはいかないので、どういう戦略でどういうスケジュール感を持って取り組むかが一番重要かと考えております。

そういう意味では、先ほどもちょっと申し上げましたけど、今年と来年度におきましては、センターのいろいろな潜在的なユーザーがございますけれども、特にやはり利活用が期待されるのは自治体ではないかと考えておりますので、自治体に対する認知度の向上を図るためにも、例えば、防災であるとか、まちづくり、不動産対策などの自治体にとっての喫緊の行政課題に密接な分野において、まず、私ども、先進的に取り組んでいる自治体さんもおられますので、そういった方々と協働しながら、地理空間情報を高度に活用したショーケースづくりといったものを作ってまいりたいと考えております。

また、それに続きまして、平成30年度以降になるかと思えますけれども、こういったショーケースを活用して、地域における研修であるとかワークショップの開催などを進めることで、ほかの自治体にもこういうことが可能性としてできるんだということを横展開して、これによって全体としての自治体における地理空間情報の利活用の実装というのを進めてまいりたいと考えております。

それから、先ほどのデータ悪用への対策、菊池委員からご指摘いただいた点でございます。これ、それぞれのデータの保有者が権利をもともと持っている情報になり、センターのほうで成りかわって提供とか管理する以上、データの悪用などが行われないように、データの性質に応じて配慮することは当然だと考えております。例えば、先ほど申し上げた国家安全の話も、今後ガイドライン的な話をしていかなきゃいけないと思っておりますし、また、的確なセキュリティー対策を講じていく必要があると考えております。

いずれにしろ、データの性質に応じた取り扱いが必要かと思いますので、オープンデータのものにつきましては、基本的にそれぞれのデータのオープンデータポリシーがございます。これを我々超えるわけにもいきませんので、これに基づいてデータを開示するということになろうかと思います。

逆に、オープンデータ以外のデータとか、民間のデータにつきましては、データの性質

に応じて利用規約だとか注意事項、当然、もともとの原権利を持っていらっしゃる方々から出されたものがございます。これらの条件を承諾していただいた利用者に限って出すということになると思いますので、そういった形にしたいと考えております。いずれにしろ、情報の流通を進める観点も重要でございますが、個人情報の保護であるとか、セキュリティーだとか、そういった悪用の観点、重要でございますので、それにも留意しながら必要な開示を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【説明者】 すみません、一部、データの加工の件なんですけれども、まさに先ほど課長の青戸からもありましたけど、防災という話だと、やっぱり人口減少というのは当然、それは都市部の人口減少もあれば、地方部の人口減少もあるんですけれど、地方公共団体さん、いろいろ国のほうも計画をつくって支援するというようなことを、本省だけではなく政府全体でやっておりますけれども、それに向けてやはり計画をつくらなきゃいけないとか、あるいは計画について効率的であるべきだという話をいろいろなところを出しております。

じゃ、効率的な計画とは何だという話についてを、やはり今ですと、先ほどありましたような人の移動に係るようなデータ、あるいはいわゆる地方のバスルートとか、そういうデータをもとにして、今、どういう形で非効率があって、今後効率的にして、逆にだんだんさびれていっているところについてどこに手だてを打てば、今後その活力というのは維持できるかとか、そういうことをやっぱりショーケースとして出してあげますと、地方公共団体さんそれぞれ、当然地域はいろいろな、平地もあれば、山地もあるんですけど、違いながらもそれなりには大体共通で抱えておりますので、そうすると、うちのところもやってくれとか、どういうデータをそろえればいいんだということについての広がりが一番とれると思っております、そういう国自身の課題でもあり、地方の課題でもあると。そういうところを中心に、収集、加工して、政策を進めたいと。そういう考えでおります。

【長谷川委員】 そろそろコメントシートのほうもご記入をお願いします。

上山先生。

【上山委員】 すみません、データの守秘性とかの話とはちょっと違うんですけど、データを収集するときのデータの正確性の担保というのは、こういった形でされる予定でいらっしゃいますか。

【説明者】 1つは、今オープンデータになっているものについては、基本的には法令等でやられているところで、ある程度はとり方が決まっていたりとかするんですけれども、

基本的にはやっぱり隣のところの関係する地方公共団体、隣接する同士だとか、やはりデータがどのようにしてつくったものかというところも聞いた上で、いわゆるデータのメタデータ、タグのところ、それぞれのデータの持っている限界だとか、これはだから、5万分の1の地図をもとにしてつくったものだからこれぐらいの利用がいいとか、そういうこともきちんと聞いた上で、そういうところはやはり書誌情報的に整理していくことが必要かと考えております。

【上山委員】 現状は、具体的にそういった手続で進められているんですか。

【説明者】 はい。今やっているものについては、今登録しているものについてはそういったデータというのがわかるようなものを中心に集めております。

【上山委員】 今後データが増えてくると、やっぱり中には悪質で、わざと虚偽のデータを入れてくるというような場合もあるんじゃないかなという気もするんですけど、そのあたりも今の対応で十分にできるようなものなんでしょうか。やっぱり取り扱いが増えると、それだけ有益なもの、逆に有害なものというのも場合によっては出てくるかもしれない、そこら辺の対処に当たって、今後、何らかまた違った取り組みとかが出てくるのか、そこら辺のところはどうなのかなと思ひまして。

【説明者】 まさに先ほど山田先生がおっしゃいました標準化という中で、実際、やはりデータをどうつくったかとか、データとしての役割、使用の可能性、単純にやっぱり5万分の1の地図から落としたものについては、現地へ行くと、17メートルぐらいずれるということが、実は地図の性質上あたりしますので、そういったことをきちんと明記するというようなところも含めて、データの標準化、あるいはデータについての書誌情報の整理ということの議論をしていきたいと思っております。

【上山委員】 地図の縮尺とかはともかくとして、例えば、人の移動のときに、人の数を全く実際と違うような数字を入れてしまったとか、そういうような場合とかももちろんあるんじゃないかなと思うんですけども、要は、規格化、標準化だけですくい切れない、スクリーニングし切れないものというのものもあるんじゃないかなと思うんですけども。

【説明者】 多分、データを取り扱うことは非常に難しい問題だと考えていますけれど、おそらく逆に複数のデータ、今言った人流のデータとかについては、直接今回、A I G I Dがとりましたようなカメラのデータもあれば、モバイル空間統計のほうの、どれくらいスマホがそれくらい——スマホというか、携帯電話から集まっていったかみたいなデータもあるので、逆にある程度疑わしいデータについては、チェックするようなことも考えて

いきたいと思います。

【上山委員】 裏をとるといような話ですね。

【説明者】 多分、複数のデータで、将来的にはAIなのかもしれないですけど、異常値なんじゃないかということについてはどのようにしてはじめていくかということも、データを集めながら考えていきたいと思っております。

【上山委員】 わかりました。そうなってくると、現状の例えば予算とかの中で、そこら辺の手当てというのはされていらっしゃる。

【説明者】 端的に言って、今のところ、やはりデータを集約していくというところを中心にしていますので、逆に今集約しているデータというのは静的データが中心で、つくり方についてもやや歴史があるものが中心になっていますので、特に動的データ、ウェアラブル、人が持ち歩くスマートフォンその他で新しく出てくるデータについては、キャリアによる偏りとかいろいろありますので、そこについてはどういう形のものが信頼できるかとか、どれくらいの信頼度があるみたいな話も含めて、やり方というのを考えていきたいと思います。

【長谷川委員】 谷口先生。

【谷口委員】 ご説明ありがとうございました。私も皆さんのコメントとかぶるんですが、非常に公共性が高いですし、まさにこういうことこそ国が事業を率先して進めるべきだと思いますので、その意味で、事業趣旨には全面的に賛成というか、ぜひこれからもやっていただきたいと思うんですが、ただ、公共性が高い、国だからこそやらなきゃいけないというのであれば、国のデータが載っていないというのが、国民目線では非常に違和感があると思ひまして、申請とかいろいろな範囲ですとか、そういうのは個別にやるとしても、いつぐらいまでに国の主なものを掲載できそうなのかとか、そのあたりは目標に入れてもいいのではないかと思います、スケジュール感も含めて。これは、ただ、国交省さんが音頭をとるといよりも、もしかすると内閣府さんとか、もうちょっと政府として進めていくんだみたいなことを言ってもいいのかなというふうに思いました。

それと、2つ目の論点、どのように認知度を高めていくかというところ、やはりPRが弱い印象がありまして、先ほど皆さんご指摘されていたように、5ページのコンサルですとか、こういうのは今現時点でバーチャルな組織なのに、コンサルをどうやってこれからやっていくのかというか、また東大に全部委託して、東大がコンサルをするのかとか、それは先ほどから皆さんおっしゃっていたように、民間に委託するんだとしたら、どうい

PFIみたいな、PPPみたいなことをするのかとか、その辺の今後の方向性が見えない。これも終了予定なしですよ。ずっと続けるイメージですよ。プロジェクトの方向性が見えないというのが、ちょっと難しいなと思いました。

PRを言いますと、やっぱりデータの申請の難易度や、購入コストの減などのメリットがないと、あまり私も使う意義を見出せない。だから、何がメリットなのか、現状はこんなに大変なんだけど、Gセンターを使ったらこんなに楽になりますとか、こんなに効率がよくなります、探しやすいになりますみたいなことをぜひPRをしていただきたいと思いません。

PRの具体策が今ご説明いただいた資料では見えなかったもので、具体策を挙げていただきたい。まず、私がぱっと思いつくのは、例えば、掲載データの元ウェブサイト、国交省だったら、私がよく使うのは警察の交通事故のデータとか、国のパーソントリップのデータとか、交通センサスとかそんなのを使うんですが、そういうところにG空間センターのリンクもついているんですかね。そこにもついているいなかったら、ほんとうにそこに相互リンクを張るといところからまず始めるべきだと思いますし、その辺の具体策がもし何かあるんでしたら、教えていただければと思います。

以上です。

【説明者】 ありがとうございます。先生ご指摘のデータ収集のスケジュール感などにつきましてですが、今年4月に内閣官房に地理空間情報活用推進室、新設された組織がございます、私もその室員でございますけれども、基本計画が3月に閣議決定されたので、それを受けてつくった組織でございますが、この推進室、毎月、定例会議等ございまして、これを通じて国土地理院をはじめとした主要なデータ保有機関に対しては、基本計画でも国と地方公共団体のオープンデータは基本的に集約するという話をうたっておりますので、もうこのプロセスに入っております。いろいろなデータとかをお願いして、現在、作業中でございます。これをお待ちいただければと思っております。

また、地方公共団体のほうが結構数も多うございますので、ちょっと時間がかかりますが、今後2年ぐらいかけて、特に防災、安全とか地図といったニーズの高い分野を中心に、オープンデータの集約をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

【谷口委員】 じゃ、国のデータは今年度中くらいのスケジュール感で集まる。

【説明者】 そうですね。主なものはそのぐらいつもりでおります。

【長谷川委員】 私も幾つか、ちょっと観点違うんですけども、こういった取り組み

というのは、ほかの先進国でもされているんですか。その取り組みと比べて日本はおくれているのか、進んでいるのかとか、その辺、海外でこういった取り組みがあって、参考にしているものがあるのかどうかというのが1つと、2つ目は、これは日本国内の地図データというか、それが基盤になっているんでしょうか。いわゆる海外は関係ないんでしょうか。例えば、海外のインバウンドの方の人の流れとかというのは、対象になっているのかになっていないのかというのは、どちらなんだろうかね。

【説明者】 アメリカですと、まさにそういう地図データのほうの標準化のための組織がありまして、あと、政府がつくったデータについては、個人の財産とか権利に侵害しないものについては、基本、オープンという形でやっています。ただ、アメリカですと、政府と各州と、結構組織がバラけているので、それを1カ所にまとめようという、民間側の勝手連的な動きがまとめようとはしていますけれど、政府と州の関係のところ、必ずしもデータが一体化していない、あるいは一体化について進んでいる州——国の、政府のデータを載けて、州のデータをきちんと出している州もあれば、そうでもない州があるというところで、アメリカなんかはそうなっていて、欧州については、まだばらばらの状態です。欧州については個人情報保護に関する観点が非常に厳しい観点もあることもあって、そういったデータの公開したものについて、イギリスとかフランスとか、あまり進んでいないというのが、我々から見ている印象でございます。

地図の話につきましては、これ、世界測地系でありながら、その地図については、国土地理院が世界測地系の地図をつくっておりますので、基本的にその上で動きを見ていますし、地理院がつくっている地図というのは、基本的に航空写真等をもとにしてつくっているもので、これは別にどこの国が地図をつくったとしても、基本、同じもの、地理院の地図の整備基準とかでもって、等高線の色だとか、何を表示するかというのは、各国で多少ばらついてるところがあるんですけど、地形を写し取っているものなんで、それは外国人が動いていようとも同じだという形になっております。

【長谷川委員】 2つ目の質問が、私の言い方が伝わらなかったと思うんですけど、基本的には基盤となる地図データの上に、人の移動だったり、物の移動だったり、家の状態とかを重ね合わせていくんだと思うんですけど、基盤となっている地図というのは、基本的には日本地図なのかどうかということを確認したかったんですけども。

【説明者】 基盤となっている地図は日本地図ですけど、世界地図みたいな、地球地図というものがあったりするんですけど、そういうものとも当然整合はとれている地図に

なっています。地球全体の表面をつくっている地図というものを、地理院のホームページとかでも出していますけれど、少し粗い、そういう地球地図がありつつ、より細かい地図というのが各縮尺でつくられているというものになっていますので、その上でのデータになります。

【長谷川委員】　じゃ、例えば、具体的に言いますと、インバウンドの方がどこの空港から入られて、どこを周遊して、どこからアウトしていったとかという、それってほかの国も絡んでくる話なんですけど、そういったものも重ね合わせて工夫すれば、つくろうと思えばつくれるようなデータの集積というのがされているのかどうかということなんですけど。

【説明者】　すみません、私の説明が悪くて申しわけなかったです。そちらについては、全部重ねられる形で作ってあります。ただ、一部、民間データにおいて、今の世界測地系の2011のところで作っているデータと、そうでないデータがあるので、いわゆるデータをつくった年だとか、どういう測地系で作ったデータかということ、そういったことについてもやはりきちんとデータの中に書いていくというようなことをルール化していくことが必要と考えております。

【大屋委員】　すみません、1個は単純に確認なんですけど、アウトカム指標で、少なくとも10分野においてって書いてあるんですけど、この分野の定義というのは何かあるんですかね。

【説明者】　お答えさせていただきます。この指標は、社会においてこの情報が利活用される状態というのは何かと考へまして、それはいろいろな分野で整備されて、流通している状態だろうということで、10分野と設定しているものでございます。これまで情報のショーケースを作成しておりますけれども、大体これまでは防災、観光とか、人流など特定の分野でございましたけれども、私ども、民間事業者の皆様とか、学識経験者の皆様にヒアリングを行ったところ、おおむね10分野での潜在的な需要があるんじゃないかということで、例えば、国土強靱化、インフラであるとか、災害、あと、介護・医療、ヘルスケア、見守り、それから農林水産、自動運転、まちづくり・コミュニティー、観光、環境、あと、食分野など、こういった分野で今後のサービスだとかビジネスの展開、データの作成とか流通について期待できるんじゃないかと考えているものでございます。

【大屋委員】　わかりました。ということは、10というのは、具体的な中身が一応想定されているという感じだと思うので、それはそれでいいかと思うんですけど、この書き方

というか、分野数という、分野の定義がないと、幾らでもそこを操作できちゃうので、つまり、防災といっても、防砂と洪水対策と地震対策と別に数えるとかやり始めると、幾らでも操作できちゃうから、そのあたりはちょっと検討が必要なのかなと思いました。

というのが1つと、もう一点はほんとうに単純にコメントですけれども、先ほど来、PRをどうするかということが課題になっているところです。もちろん現在の潜在的利用者に対してどう訴えかけていくかということが非常に重要なんですけれども、やっぱり民間事業者さんの典型的な手法としては、将来使うやつに粉をかけておくと。要するに、ソフトウェアのアカデミックディスカウントであって、仕事の仕方を覚えるところに、こういうものがありますよって言うておくと、卒業してから仕事についたときにそれを使うようになるんだということを考えると、例えば、大学のデータサイエンス系の教えているところとか研究プロジェクトとか、そういうところにアプローチされるといいかと思いました。というのは、私、大学教員だから、利益誘導ですが、コメントとして申し上げておきます。

以上です。

【山田委員】 先ほど僕は複数の地理空間情報をリンクさせるための規格づくり、標準化であるとか、あるいは国家安全保障にかかわる基準づくりが必要だという話をしたんですけど、1つ言い逃していたことがありまして、それは個人情報保護にかかわる基準づくりです。

地理空間情報ではないんですけど、ほとんど地理空間情報であるSUICAの利用状況を匿名で公開するというのが一時提案されたときに、多くの市民の人が反発したことの1つが、それによって一人一人がどのように動いているかがわかってしまうということだったんですね。大抵の場合、大きな駅だと、非常に大勢の人が乗りおりするのでわからないんですけども、夜の10時から11時の間に3人しかおりないような小さな駅で、その1人が例えば若い女性であってということになると、幾ら匿名化しておいたとしても、その方が毎日どこまで通勤しているかとかいうようなことが推察できちゃうわけですよ。そういうようなときに、どのくらいの乗降客数よりも小さいところのデータは公表しないということを、JR東日本としては考えなければいけなかったわけですね。

同じように、厚生労働省が国民健康保険での病気の数、病人の数を地方公共団体ごとに公表しているんですけど、そのときにも、非常に特殊な難病の方がこの町には3人いますとかいうことを公表してしまうと、あの人とあの人とあの人だってわかってしまうので、ある一定以下の人数の病気については公表しないという対応をとっているんですね。そう

というような個人情報保護にかかわるような基準づくりというの、きちんと考えていただきたいと思います。

【長谷川委員】　　そろそろ取りまとめでよろしいでしょうか。

本事業に関する評価につきましては、現状どおりが1名、事業内容の一部改善が3名、事業全体の抜本的な改善が2名となっております。

主なコメントをご紹介いたしますと、事業自体の必要性、先進性については十分に認めることができる。

一方で、データセット総量に対する事業規模ということを見ると、インパクトは限定的なものではないかという疑念もあります。

そういう意味で、明確なエンドポイントを設定したスタートアップ支援として位置づける必要があるのではないかと。

出口戦略ということだと思いますけど、今後の官の関与のあり方、あるいは民間移行のあり方について、しっかり将来設計すべきではないかと。

こちら、国の役割を明確にした上で、出口戦略を検討すべきというご意見。

データセキュリティーや正確性の担保についても、十分検証する形でチェック体制の構築は必要なのではないかと。

あと、PRの面についても、PRが非常に弱いというふうな印象を受けるということもあります。

センター及びセンターが収集した情報やデータについて、やっぱり国民にいかに知らしめて使ってもらおうかというアピールが非常に大事じゃないかという意見がございます。

G空間情報センターの業務としては、本来的に標準化ですとか、先ほどの個人情報保護との関係のあり方、国家安全保障との関係のあり方、それを踏まえたそういう基準づくりなんかを担当するのが本来の公の役割ではないかというご意見もございます。

これらの意見を踏まえまして、このプロセスの評価結果としましては、現状どおり1名、事業内容の一部改善3名、抜本的な改善が2名ということから、事業内容の一部改善ということにさせていただきます。

コメントとしましては、事業自体の必要性、先進性については十分認めることができるが、実施期間、達成目標を明確化するとともに、それに対応したアウトカム指標の検討が必要。国と民間の役割分担についても検討すべき。データの登録に当たっては、優先順位やスケジュールを立てて行うことが必要。データの活用推進のためにはデータの標準化等

を検討すべき。情報の悪用への対応策について検討が必要。G空間情報センターや同センターが収集した情報について、国民にアピールするための施策が必要とさせていただきたいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、このような形とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【説明者】 ありがとうございました。